

京都府地球温暖化対策条例に基づく 省エネマイスターの選任・届出について

京都府地球温暖化対策条例に基づき、下記に該当する事業者は、省エネマイスターの選任・届出が必要となります。また、廃業する場合や省エネマイスターとして選任した方を変更する場合にも届出が必要となります。必要な届出がお済みでない場合には、速やかに手続をお願いします。

記

対象者：特定電気機器等[※]を販売する事業者のうち、1,000m²以上の売場面積を有する事業者

※特定電気機器等…エアコン、蛍光灯、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、電気便座

届出方法：メール送付又は郵送

※京都府省エネマイスター講習会の修了証の写し(コピー)を添付してください。

届出物：①省エネマイスター選任届出書(裏面参照)
②省エネマイスター講習会の修了証の写し

届出様式：次のHPからダウンロード可能です。

<http://www.pref.kyoto.jp/tikyu/ecomeister.html>

担当	所在地	電話番号	メールアドレス
京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-414-4708 (直通)	datstanso@pref.kyoto.lg.jp

記入例

■事業者名及び法人の【注意】

代表者名を記載

■届出日を記載

省エネマイスター選任届出書

■事業者の住所を記載

(あて先) 京都府知事	令和6年 月 日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 株式会社 タロー京都 代表取締役 京都太郎 電話 075-414-4

■電気機器等の売場面積を記載(1,000㎡以上であることを確認)

京都府地球温暖化対策条例第43条第3項の規定により、省エネルギー性能の向上(省エネマイスター)を選任しましたので、次のとおり届け出ます。

電気機器等の販売の用に供する部分の床面積	1,500 m ²
----------------------	----------------------

■届出理由にチェック

届出の理由

販売の用に供する部分の床面積が1,000㎡以上となったため

推進する者に変更が生じたため

廃業その他の理由により届出義務が消失したため

その他記載事項に変更が生じたため

()

■選任者を記載
(継続者もすべて記載)

■6名以上の場合は、別紙に必要事項を記載・添付

氏名	役職	知事の指定する講習		届出内容	選任又は解任の日
		修了番号	修了日		
京都 一郎	販売部長	2021-****	令和3年10月22日	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 解任	令和3年11月1日
京都 花子	京都支店長	****	平成26年5月20日	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	平成26年6月2日
京都 百合子	京都南支店長	2024-****	令和6年7月30日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	令和6年7月30日
				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	
				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 解任	

■8ケタ全てを記載

■講習会受講日以降であることを確認

担当部署	総務課
担当者氏名	京都 次郎
住所	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号	075-414-4708
ファクシミリ番号	075-414-4705
メールアドレス	datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

■連絡先担当者を記載

- 注 1 「届出の理由」欄は、該当する□にレ印を記入してください。「その他記載事項に変更が生じたため」に該当する場合は、その内容を()内に具体的に記入してください。
- 2 「届出内容」欄は、以下の区分に応じて□にレ印を記入してください。
- (1)新規 今回新たに選任された者
 - (2)継続 引き続き推進者である者
 - (3)解任 今回推進者でなくなった者
- 3 枠内に書ききれない場合は、別紙に記入し、添付してください。
- 4 新たに選任された者については、知事の指定する講習の修了証書の写しを添付してください。